



別添 1

実務経験要件（サービス管理責任者）

相談支援従事者初任者研修講義2日間部分と基礎研修の修了日以後、実践研修受講開始日前の5年間に通算2年以上、相談支援・直性支援の業務を行った場合受講可

業務の範囲	業務内容
<p><b>(一) 相談支援の業務</b></p> <p>日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p>〔告示一イ(1)(一)〕</p>	<p>a 指定〔特定/障害児/一般〕相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者</p> <p>b 更生相談所（身体・知的）、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。</p> <p>c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、教護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者</p> <p>d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者</p> <p>e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者</p> <p>f 医療機関（病院・診療所）において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者                      (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）                      (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者                      (3) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>
	<p><b>(三) 直性支援の業務</b></p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、助言の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p> <p>〔告示一イ(1)(二)〕</p>

別添 2

実務経験要件（児童発達支援管理責任者）

相談支援従事者初任者研修講義2日間部分と基礎研修の修了日以後、実践研修受講開始日前の5年間に通算2年以上、相談支援・直性支援の業務を行った場合受講可

業務の範囲	業務内容
<p><b>イ 相談支援の業務</b></p> <p>障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p> <p>自由に關する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p>〔告示一イ(1)(一)〕</p>	<p>(1) 指定〔特定/障害児/一般〕相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者</p> <p>(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所（身体・知的）、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。</p> <p>(3) 障害者支援施設、児童入所施設（障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、教護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者</p> <p>(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者</p> <p>(5) 学校において相談支援の業務に従事する者</p> <p>(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者                      1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）                      2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者                      3) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>
	<p><b>ロ 直性支援業務</b></p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、助言の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p> <p>〔告示一イ(1)(二)〕</p>